

公 表 第 16 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市企業管理者から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年 9月17日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

平成22年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

特別会計における事務の執行及び事業の管理

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
75	健康福祉部	健康保険課	<p>第1 国民健康保険事業特別会計</p> <p>5. 収納業務について</p> <p>(1) 収納に関する事務内容</p> <p>ア. 収納率向上のための事業(1)</p> <p>② 口座再振替日を年金月は15日以降に実施するとともに、口座分納についても再振替を実施する。</p>	<p>平成25年度より、口座再振替を毎月15日以降で実施しております。</p> <p>また、平成24年1月に行った新システム導入により、口座分納についても再振替を実施しております。</p>
121	農政部	中央卸売市場	<p>第3 中央卸売市場事業特別会計</p> <p>5. 委託料の監査</p> <p>(4) 有害鳥獣駆除委託</p> <p>有害鳥獣駆除委託については、毎年複数の業者による見積り合せを行われたい。</p>	<p>平成25年度に実施可能な業者を調査し、見積り合わせを行いました。今後とも業者の調査や駆除効果などの研究を行い適正な業務委託を検討します。</p>